

# E i w a N e w s

助成金等の取扱いについて

令和3年5月  
(No. 190)

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体から様々な種類の助成金・給付金・補助金が支給されています。

そこで、今回は雇用調整助成金を中心に、法人が支給を受けた助成金等の収益計上時期他についてご紹介いたします。

## [1] 助成金等の収益計上時期の基本的な考え方

### 1 原則的な取扱い

法人税の所得金額の計算における収益計上時期は、その収入すべき権利が確定した事業年度が原則であり、助成金等の場合には、「支給決定時の属する事業年度」に収益計上することとなります。

営業補償金、経費補償金など将来の逸失利益又は経費を補填するために一括で支給される助成金等も、「支給決定時の属する事業年度」に一括で収益計上することとなります。

### 2 例外的な取扱い

支給決定時よりも前に収益計上すべき助成金等もあります。

例えば、雇用調整助成金など休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するための助成金等は、所定の手続きを経て、経費支出又は休業、就業、職業訓練等の事実が生じている場合には、「経費支出又は休業等の事実が生じた日の属する事業年度」に収益計上することとなります。

## [2] 雇用調整助成金の法人税法上の取扱い

雇用調整助成金は下記①及び②の要件を満たす場合には、上記 [1] 2のとおり、「給付原因である休業等の事実があった日の属する事業年度」に法人税の所得金額の計算において収益計上します。

- ①経費（休業手当）を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであること
- ②あらかじめ交付を受けるために事前の休業等計画届の提出を行うこと

したがって、事業年度末の時点で具体的な給付額が確定していない場合でも、その金額を見積り、法人税の所得計算において収益として計上することとなります。

一方、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例措置では、②の事前の休業等計画届の提出は不要とされているため、収益計上時期は、上記 [1] 1のとおり、「支給決定時の属する事業年度」となります。

ただし、「給付原因である休業等の事実があった日の属する事業年度」に支給申請を行うなど、確実に雇用調整助成金の支給が見込まれるのであれば、その事業年度に収入すべき権利が確定したと判断され、会計上収益計上をすることで、法人税法上もその事業年度に計上すべき収益として認識されることが考えられます。

### [ 3 ] 雇用調整助成金の所得拡大促進税制への影響

所得拡大促進税制には、〈表〉の適用要件が設けられています。

〈表〉適用要件（令和3年度改正前）

	大企業向け	中小企業者等向け
賃金要件	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$
	継続雇用者比較給与等支給額	継続雇用者比較給与等支給額

雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等には、休業手当も含まれます。しかし、雇用調整助成金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除することが求められています。そのため、適用要件の判定では雇用調整助成金等を控除して判定することとなります。

控除のタイミングは、休業手当との対応の関係から「給付原因である休業等の事実があった日の属する事業年度」となります。

したがって、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置に係る雇用調整助成金等については、法人税の所得計算における収益計上時期と所得拡大促進税制の適用要件で控除されるタイミングが異なる可能性もあります。

なお、令和3年度改正（No. 186参照）では、適用要件の判定で用いる給与等の支給額から雇用調整助成金等を控除しないこととされました。決算期により取扱いが異なりますので、注意が必要となります。

ただし、税額控除額の計算においては、給与等の支給額から雇用調整助成金等を控除します。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。